

令和元年 12 月 27 日
都市整備局景観調整課

「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例等施行規則の一部改正について」
意見公募の結果について

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例等施行規則の一部改正について、令和元年 10 月 7 日から同年 11 月 5 日まで横浜市規則等に係る意見公募手続きを実施したところ、1 件のご意見をいただきました。

いただいたご意見と、それに対する本市の考え方について、別紙 1 のとおり公表します。

なお、いただいたご意見を十分に考慮し、別紙 2 のとおり「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例等施行規則」を一部改正し、令和 2 年 1 月 1 日から施行します。（詳細は、令和元年 12 月 25 日発行の横浜市報においても公示しています。）

このたびのご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力いただきますようお願い申し上げます。

意見公募実施結果

ご意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに載っていませんでした。 ・アクセシビリティを公共要件 ・アクセシビリティの工業規格を利用 ・感覚過敏に配慮（はじめから考慮してください。これにより景観が啓発にもつながると思います。） ・多様な人々・利用状況などに応じての安全にも配慮する（景観によって危険が誘発されないように） ・災害時の状況などに対応できるような景観を考慮する（備えられるように） ・シニア、子供、障害者（身体障害者以外も）、外国人、妊婦、難病など（安全なども） ・上記に社会モデルなども考慮した専門の部会がいるかもしれません。（配慮が必要なポイントや景観や設備などによって変わるため） ・気象や時間帯なども考慮して欲しい。 ・バリアフリーにも配慮ください。 ・流れ込む臭いなども考慮を（飲食店など）。 ・日が落ちているときの、照明の使用の取り決め（寝ている時間や窓に入りづらいようになど） ・都市計画だといまいち何かわからない。 ・色覚異常への配慮をお願いします。 ・景観だと見た目だけに感じる 空間など他の要因もつながるのでは？ ・市庁付近だけでなく、全体的な共通のと市庁などから遠いなど取り組にくいとも考慮して欲しい ・電子による納入は？ 	<p>いただいたご意見をもとに、以下の通り規則本文を変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・号数の修正 ・景観計画区域内における届出を要する行為及び特定届出対象行為の対象となる工作物の列挙順序を整理 <p>また、今回の規則改正で対応することが難しいご意見につきましては、関係部署と共有させていただき、今後の景観施策等の参考とさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスや維持なども (老朽化など) ・ソフトによる配慮および景観等 ・理由だけだとあいまい (変更の理由 3 /11 などの) ・市民が容易に確認できるように ・市長が認める事項の制限がないこと、範囲が広がったりし、目安や事例などがあると理解しやすいのでは ・(1)が続く ・電柱は？ ・木々などの自然は？ ・周辺との境界線なども関係 (流入など) するのでは？それについてがあいまいです。 ・環境や地質など ・生活環境などへの影響も ・フェアトレード？ ・プアチック製品などの自然の悪影響の軽減 ・古いのは早めに変える ・景観条例に関連するものや他のとの兼ね合いが不明 ・市民の満足などの調査は？ ・施工と設計図を一致させていくような体制を市主導で (計画の信頼性にかかわる) ・その地区の不満点の調査 ・景観推進区の前と後の調査 ・ソフト・ハードともに見直しを定期的に、状況に応じて行う。(市民ともに多様性を考慮して) ・混雑時も考慮する ・品質に影響があるので、施工での休憩や休みを十分入れてるか ・施工の周辺環境に考慮する (市民の印象につながると思う。) ・共通する対象工作物や関連するのはまと 	
---	--

<p>める、違いがあるのなら強調する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの項目に目指すところ、目的があると理解しやすい ・全体を通してわかりやすくしていただくと助かる ・市民に親しみやすいものにして欲しい。 ・緊急車両や自転車なども考慮する（複合的な場合も） ・条例は1から始まって欲しい。（開始のところがわかりにくい） ・標準的な期間とは？ ・条例と条例等施行規則の違いがわかりません。 ・標識（看板？） 期間、施工日時、責任者、多様な連絡先、安全対策など （周辺の配慮することまたそれらなどについての取り扱い） ・施工中での災害時の施行者と周囲などの安全対策 ・標識に音声コードなど ・施工時などの車などの占有の防止 ・他の標識との違いがわからない ・SDGsにも考慮する。 	
--	--

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例等施行規則（平成18年規則第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第6条の4まで省略)</p> <p>(景観計画区域内における条例で定める行為の届出書の添付図書)</p> <p>第7条 <u>条例第15条の2第2項の規定により規則で定める添付図書は、特定照明（景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第6号に規定する特定照明をいう。以下同じ。）にあつては、次に掲げる図書とする。</u></p> <p>(1) <u>位置図</u></p> <p>(2) <u>投光器及び照明を行う対象建築物等の配置図</u></p> <p>(3) <u>投光器及び照明を行う対象建築物等の敷地及びその周辺の状況を撮影した写真</u></p> <p>(4) <u>照明を行う対象建築物等の立面図</u></p> <p>(5) <u>投光器の寸法図</u></p> <p>(6) <u>その他参考となるべき事項を記載した図書</u></p>	<p>(第1条から第6条の4まで省略)</p> <p>(景観計画区域内における条例で定める行為の届出書の添付図書)</p> <p>第7条 <u>条例第15条の2第2項に規定する規則で定める添付図書は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。</u></p> <p>(1) <u>特定照明 次に掲げる図書</u></p> <p>ア <u>位置図</u></p> <p>イ <u>投光器及び照明を行う対象建築物等の配置図</u></p> <p>ウ <u>投光器及び照明を行う対象建築物等の敷地及びその周辺の状況を撮影した写真</u></p> <p>エ <u>照明を行う対象建築物等の立面図</u></p> <p>オ <u>投光器の寸法図</u></p> <p>カ <u>その他参考となるべき事項を記載した図書</u></p> <p>(2) <u>木竹の伐採 次に掲げる図書</u></p> <p>ア <u>位置図</u></p> <p>イ <u>現状の木竹の配置図</u></p> <p>ウ <u>伐採する木竹及びその周辺の状況を撮影した写真</u></p> <p>エ <u>伐採する木竹及び当該伐採に伴い移植し、又は植栽する木竹の配置計画図（伐採、移植又は植栽に係る木竹ごとに色分けするとともに、当該木竹の種類を記載したもの）</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(景観計画区域内における条例で定める行為の届出事項)

第8条 条例第15条の2第3項の規定により規則で定める事項は、特定照明にあつては、次に掲げる事項とする。

- (1) 投光器及びランプの品目
- (2) 投光器及びランプの形式
- (3) 照明を行う対象建築物等の概要
- (4) 照明を行う期間
- (5) 照明を行う時間

(新設)

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に定める図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(景観計画区域内における条例で定める行為の届出事項)

第8条 条例第15条の2第3項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 特定照明 次に掲げる事項

- ア 投光器及びランプの品目
- イ 投光器及びランプの形式
- ウ 照明を行う対象建築物等の概要
- エ 照明を行う期間
- オ 照明を行う時間

(2) 木竹の伐採 次に掲げる事項

- ア 木竹（移植し、又は植栽するものに限る。以下この号において同じ。）の種類
- イ 木竹の高さ
- ウ 木竹の本数

(景観計画区域内における届出を要する行為及び特定届出対象行為の対象となる工作物)

第8条の2 条例別表第2及び別表第3に規定する規則で定める工作物は、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定める工作物とす

る。

(1) 関内地区及び山手地区 次に掲げる工作物

ア 門、塀、垣、柵、フェンスその他これらに類するもの

イ 擁壁、護岸、岸壁その他これらに類するもの

ウ 駐車場及び駐輪場

エ 駐車場又は駐輪場に附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの

オ ごみ容器及びごみ集積設備

カ 自動販売機その他これに類するもの

キ 電話ボックスその他これに類するもの

ク ベンチその他これに類するもの

ケ デッキその他これに類するもの

コ 案内標識その他これに類するもの

サ 郵便差出箱

シ 舗装（車道における舗装を除く。）、植栽ますその他これらに類するもの

ス 電気通信設備、電気工作物及び無線設備

セ 電気供給のための電線の支持物その他これに類するもの

ソ 換気塔、冷却塔その他これらに類するもの

タ 煙突、高架水槽その他これらに類するもの

チ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

の

ツ 鉄塔、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの

テ 橋梁、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの

ト コースターその他これに類する高架の遊戯施設及び観覧車その他これに類する回転運動をする遊戯施設

ナ 製造施設、貯蔵施設その他これらに類するもの

ニ 高架鉄道及び高架道路

ヌ 緊急離着陸場及び緊急救助用スペース

ネ 風車

(2) みなとみらい21新港地区 次に掲げる工作物

ア 門、塀、垣、柵、フェンスその他これらに類するもの

イ 擁壁、護岸、岸壁その他これらに類するもの

ウ 駐車場及び駐輪場

エ 駐車場又は駐輪場に附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの

オ 自動販売機その他これに類するもの

カ 電話ボックスその他これに類するもの

キ ベンチその他これに類するもの

ク デッキその他これに類するもの

ケ 案内標識その他これに類するもの

コ 郵便差出箱

(以下省略)

サ 舗装（車道における舗装を除く。）、植栽ますその他これらに類するもの

シ 電気通信設備、電気工作物及び無線設備

ス 換気塔、冷却塔その他これらに類するもの

セ 煙突、高架水槽その他これらに類するもの

ソ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

タ 鉄塔、起重機、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの

チ 橋梁、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの

ツ コースターその他これに類する高架の遊戯施設及び観覧車その他これに類する回転運動をする遊戯施設

テ 緊急離着陸場及び緊急救助用スペース

ト 風車

(以下省略)